

会 議 録

会議の名称	豊中市市民公益活動推進委員会 市民公益活動推進助成金審査部会		
開催日時	令和元年（2019年）10月23日（水）10時00分～11時30分		
開催場所	市役所第一庁舎4階第一会議室	公開の可否	可・不可・一部不可
事務局	市民協働部 コミュニティ政策課	傍聴者数	0人
公開しなかった理由			
出席者	委員	山田部会長、熊谷委員、吉岡委員、須戸委員	
	事務局	山口部長、長坂次長兼課長、水谷主幹、大和課長補佐、小嶋係長、三上主査、清水	
議題	<ol style="list-style-type: none"> 1. 令和2年度(2020年度)市民公益活動推進助成金の助成事業募集について 2. その他 		
審議等の概要 (主な発言要旨)	別紙のとおり		

令和元年度（2019年度）豊中市市民公益活動推進委員会 第3回市民公益活動推進助成金審査部会 議事概要

日 時 令和元年（2019年）10月23日（水）10時00分～11時30分
場 所 市役所第一庁舎4階第一会議室
出席委員 山田、熊谷、吉岡、須戸
（敬称略）

議 事 概 要

1. 開会

開会宣言、会議公開の旨の確認、本日の案件及び資料等の確認。

2. 前回の振返り

資料に基づき事務局から説明。

部会長

大阪市の地域活動協議会は、要綱において準行政機関である旨の記載がある。補助金の支出の根拠として書かれているのだと思うが、いくつかの地域活動協議会が NPO 法人化しており、NPO 法人と準行政機関という位置づけに関して矛盾を感じている。豊中では地域自治組織は地域自治推進条例の中でどういった扱いになっているのか。準行政機関の位置づけにはなっていないのか確認したい。

事務局

公共的な活動を行う団体として市から補助金を交付しているが、準行政機関という表現はしていない。地域自治組織の設立及び市の認定により、補助金を交付している。

部会長

準行政機関や準行政団体といった位置づけではない旨了解した。

案件 1 令和2年度(2020年度)市民公益活動推進助成金の助成事業募集について

資料1：第2回市民公益活動推進助成金審査部会まとめ

資料2：令和2年度(2020年度)募集案内（案）

参考資料1：市民公益活動推進助成金実施要綱改正案

参考資料2：助成対象経費等についての留意点等

（平成31年度(2019年度)審査から）

資料に基づき事務局から説明。

委員

助成事業の募集案内の 11 頁に、「交付の取り消し、助成金の返還」の項目があるが、団体の責によらない事情で継続不可能となることもあり得る。また、大きな災害等で客観的には継続が不可能と思われる状態である一方で、団体側では継続可能と考えるケースがあるかもしれない。要綱第 14 条に、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときには、交付決定の取消しができるとの規定があり、そこに含まれるのだろうが、あらかじめ募集要領や要綱で、災害等で事業が継続できなくなったときについて定めておいたほうがよいのではないか。

部会長

現在の要綱の定めは、団体側の状況が変わったことで事業が実施できなくなった場合を想定したものだと思う。自然災害が発生して活動不可能となる場合をどう取り扱うか。既に実施した事業に係る経費は認められるだろうが、それ以降に予定していた取組みに係る経費についてどうするか。

委員

継続して活動が可能であるとの判断と、不可能であるとの判断の両方があり得る。要綱の規定で対応するということがよいのかどうか。

部会長

要綱第 14 条第 1 項の、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、交付の決定の全部若しくは一部の取消等を行うことができるとの規定で対応すると思われる。

委員

当初の計画通りに活動を実施したが予算よりも支出が少なかった場合には、助成額はどいう扱いになっているのか。

部会長

事務局で決算関係の書類を確認し、助成金額の確定を行っている。予算よりも支出が少ない場合には、交付決定額が減額となる場合もある。

委員

団体の責によらず災害等で事業が実施できなかった場合には、その分の経費の執行が無いということで、予定どおり事業を実施したが支出が予算より少なかった場合と同じ扱いでよいのではないかと思う。

委員

ただ、団体側では継続できると考えるが、市は無理だと判断したときにどうするのかだが、団体の判断に任せたらどうだろうか。

事務局

事務局としても、団体の判断をできるだけ尊重したいと考える。

部会長

事業報告会では、団体としての事業の評価を含めて報告してもらうことになっており、想定していなかった災害等については、そのときに外部要因として説明してもらったらよい。

事務局

状況の変化により当初の計画では実施が難しいが、変更することで実施可能ということもある。そういった場合には、要綱第 14 条第 5 項に、決定の変更等に関して委員会の意見を聴くとの規定がおかれており、委員会に諮っていくことになる。また、災害時には「緊急その他やむを得ない事由」に該当する場合もあり得ると思うが、基本的には委員会の意見をお聴きした上で、できるだけ事業として実施してもらえよう運用したい。

部会長

事業内容を発展的に変更するとして、変更の手続きを行った事例があった。最低限のことは要綱に書かれており、それに基づき委員会と事務局で調整しながら対応していきたい。

委員

了解した。

部会長

募集案内の 5 頁の「助成の申込み」に、申込書類を持参か郵送とあり、12 月 13 日の 17 時までとある。郵送の場合にいつの消印有効とは書かれていないがよいのか。

事務局

消印の日付ではなく、郵送の場合も、同日の 17 時を期限としている。

部会長

「必着」ということをわかりやすく明記されたい。

事務局

記載が目立つよう修正したい。

部会長

会長から、この助成金が事業助成であることを明確にされたいと意見があったと思う。

事務局

条例の規定にあわせて募集案内 2 頁の「助成の対象者」の内容を整え、②として、「豊中市が実施する他の制度による助成を受けている団体でないこと。」と追記したが、団体助成ではなく事業への助成ということを表すために、「申し込もうとする事業について」との文言を明記した。また、表紙に記載の文章の 4 行目に「活動に関する事業費」と記載している。

部会長

4 頁に記載されていた「事業者の場合は、登記事項証明書を提出することもできます。」の記載は、事務局案のとおり削除してもらってよいと思うが、他のプロポーザルでの委託先募集時に、事業者に対してそういった特別な規定を設けているのか。

事務局

特にそういったことは行っていない。提出書類については、会社組織であっても NPO 法人等と同様としている。

委員

募集案内の最初に目次があればわかりやすいと思った。

事務局

ご指摘のとおり目次を追記する。

部会長

6 頁の「審査委員募集要項」で審査委員の名前が記載されているが、助成事業の審査委員が募集時点で公開されているのはあまり聞いたことがない。募集時点では、「公開プレゼンテーション等での審査を、豊中市市民活動推進委員会助成金審査部会が行う。」と記載しておけばよいのではないか。

事務局

審査を円滑に、公平に実施する趣旨から、そのように修正する。

部会長

書類の公開について、11 頁に、「一般のみなさんが閲覧できるようにします。」とあるが、申し込まないと閲覧できないのか、公開プレゼンテーション時と同様に自由に閲覧できるようになっているのか。

事務局

個人情報の保護に留意した体裁に加工したものを、コミュニティ政策課や市政情報コーナーに設置しており、コミュニティ政策課では閲覧希望の旨を窓口で言っていただくことになる。市政情報コーナーでは、コーナーの中に他にもいろいろな閲覧用書類が置かれており、自由に閲覧してもらえる。

部会長

公開プレゼンテーションのときに置かれているファイルとは異なるものなのか。

事務局

基本的には同じだが、助成金審査で不交付となった団体のものは省かれる。

部会長

公開プレゼンテーション時点では、一次審査を通った団体のものが置かれているということか。

事務局

そうである。

部会長

自分たちの発案内容をあまりオープンにしたくないとの考え方もあるので、公開内容をどこまでにするのがよいかは難しいところである。

委員

11 頁の「情報の公開」の(2)で、助成を受けた団体も同様に公開することが義務付けられているとある。具体的な方法についてわかりやすく記載してもらいたい。

事務局

表の中に公開場所について記載しており、そのことがわかるように修正したい。

部会長

助成団体が公開についてまで読み込んでいるかは難しいかもしれない。

事務局

募集説明会や、交付決定後のオリエンテーションで説明していきたい。

委員

株式会社からの申込みとしては、どのような事例を想定しているのか。

部会長

他市では、株式会社が喫茶サロンや送迎事業、遠方への買い物が難しい人への移動販売事業を行った事例がある。

委員

そもそも、株式会社が営利目的ではない事業をできるのかどうか。収益の出ない事業を行うことは、株主の意向に反することになる。一方で、この助成金制度では営利目的のものは認められていない。

部会長

福祉団体と連携した事業で、申込みは株式会社が代表して行うといったことも想定されるかもしれない。

委員

非営利の株式会社も認められつつあるが、本来は株式会社ではできない。

部会長

会社全体で収益が上がっている状況であれば、不採算部門が許容される余地があるのではないか。

委員

ただ、そういった事業を行うことでコストが発生し、全体としてプラスアルファで利益を下げることになる。

部会長

今の流れでいうとマーケティングという考え方もできるのではないかと。社会貢献事業を行うことで、本業に反映させることができる。

委員

広告宣伝費であっても経費となる。

部会長

たとえば、本業で排出される廃材を利用して、本業に関連したテーマでの環境学習事業を行っているところもある。

委員

資材の提供は寄付になり、株式会社も寄付はできる。

部会長

資材を提供するだけでなく、環境学習の取組みをその会社の社員が行っている。

委員

そうなるとうるしいのではないかと。従業員が携わると給料が発生する。給料が発生すると、その中で利益を出さないといけない。ボランティアでの参加となると、会社にかかる税金の問題が発生する。現状の仕組みを変える必要がある。

部会長

現状での制度や仕組みは今のご説明のとおりだが、事例がたくさん出てくると世の中の制

度が変わってくると思う。

委員

SDGs も元々の株式会社の考え方から大きく変わっており、社会が変わればいろいろな制度等も変わっていく。

部会長

大企業が SDGs を実践しているが、本来は地域に根ざした中小企業が取り組むことにより地域が豊かになり楽しいまちになっていく。

委員

現状では、社長個人として取組みを行っていると思う。現在の仕組みでは、会社としての取組みで実施することは難しい。

部会長

株式会社であっても市民社会の一員であるのことも、市民公益活動の推進においては考えているが、現実的には取組みを行うことはなかなか難しいのが現状だろう。企業がNPO等と連携する事例が出てきて、少しずつ意識改革してもらえばありがたい。

それでは、本日の意見を整理してもらい、募集案内を作ってもらいたい。

前回と今回の部会での議論について、私と事務局でとりまとめ、第3回市民公益活動推進委員会において報告を行う予定で進めたい。

～異議無し～

案件2 その他 事務連絡

○第3回市民公益活動推進委員会

日時：11月5日（火）午後7時から 場所：未定

3. 閉会